



整形外科診療体制の変更について

令和6年4月から当面の間、整形外科の外来診療を縮小いたします。これに伴い、当科の受診は、予約診療のみとさせていただきますので、予めご了承ください。

※当院整形外科を初めて受診する際には、まず、地域の「かかりつけ医」を受診し、事前予約のうえ、必ず 紹介状（診療情報提供書） をご持参下さい。

公立学校共済組合四国中央病院

